

## 佐賀県公立小中学校事務共同実施要綱

### 1 目的

公立小中学校事務の共同実施（以下「共同実施」という。）は、学校事務を共同で実施することで業務の効率化、標準化及び組織内研修（OJTを含む。）を行うとともに、学校事務職員が学校運営への積極的な支援を図り、もって学校教育の充実に資することを目的とする。

### 2 組織編成等

#### (1) 共同実施組織

ア 市町教育委員会は、地域特性に応じた数の学校により構成する共同実施グループを指定する。

イ 市町教育委員会は、学校事務を共同で実施するための組織（以下「共同実施組織」という。）を設置する。

ウ 共同実施組織の名称は、「学校運営支援室」とする。

#### (2) 中心校及び連携校

ア 市町教育委員会は、共同実施グループごとに共同実施を主体的に行う共同実施中心校（以下「中心校」という。）及び中心校と連携し業務を行う共同実施連携校（以下「連携校」という。）を指定する。

イ 中心校の校長は、学校運営支援室を監督する。

ウ 市町教育委員会は、中心校に事務の共同実施を行う執務室を設置する。

#### (3) 学校運営支援室長

ア 学校運営支援室には、室長を置く。

イ 中心校に事務長がいる学校運営支援室は事務長をもって室長に充てる。（以下「事務長である室長」という。）

ウ イ以外の学校運営支援室の室長は、中心校の事務職員を充てる。但し、地域の実情等により連携校の事務職員を充てることもできる。（以下「事務長でない室長」という。）

エ 室長は、市町教育委員会が任命し、辞令を交付する。

オ 事務長である室長は中心校の校長の監督のもと学校運営支援室内の業務の取りまとめを行うとともに、他の事務職員に対し調整及び指導監督を行う。

カ 事務長である室長は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）第23条の3の規定により市町が処理する事務（諸手当の認定）に関することを行う。

キ 事務長である室長は佐賀県教育委員会、市町教育委員会、中心校及び連携校との連絡調整を行う。

ク 事務長でない室長は、中心校の校長の監督のもと、学校運営支援室内の業務の取りまとめを行うとともに、他の事務職員に対し調整及び指導助言を行うことができる。

#### (4) 小中学校事務共同実施協議会

市町教育委員会は、共同実施を円滑に進めるため、「小中学校事務共同実施協議会」（以下「共同実施協議会」という。）を設置する。

### 3 共同実施組織の業務内容

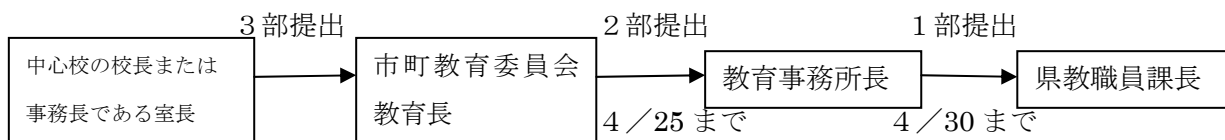
共同実施組織の業務の内容は、以下を基本とし、共同実施協議会で審議の上決定する。

ア 「市町立小・中学校事務職員の標準的職務について」(平成22年3月31日教委教第011081号)に示されている職務の中で、共同実施で行うことにより効率化が図られる業務。

イ その他共同実施で行うことが適当と認められる業務。

### 4 共同実施の計画書及び報告書の提出

中心校の校長または事務長である室長は年度初めに共同実施計画書(別紙1)及び共同実施実績報告書(別紙2)を市町教育委員会教育長、教育事務所長を経由して下記の期日までに県教育委員会教職員課長に提出する。



### 5 兼務・服务等

#### (1) 兼務

ア 中心校の事務長は連携校の事務長を兼務する。

イ 中心校及び連携校の事務職員が、共同実施を円滑に行うため共同実施グループを構成する全学校の兼務辞令を発令する。

ウ 各事務職員の兼務辞令の発令は、市町教育委員会からの申請により県教育委員会が行う。

#### (2) 服務監督

ア 兼務辞令を発令された事務職員は、共同実施を行う必要な範囲で、本務校の事務職員の身分を保有したまま中心校及び連携校の職務に従事する。

イ 事務長である室長を置く学校運営支援室の職務上の監督は事務長が行う。

ウ イ以外の学校運営支援室の職務上の監督は、中心校の校長が行う。

### 6 関係諸規程の整備

(1) 市町教育委員会は、各市町の小中学校管理規則に、共同実施組織について規定する。

(2) 市町教育委員会は、(1)の他共同実施のために必要な関係諸規程の整備を図る。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。